



長野県報

8月7日(木)
令和7年
(2025年)
第631号

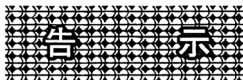
目次

告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 取消し（障がい者支援課）	1
基本測量の実施（建設政策課）	1
公共測量の実施（4件）（建設政策課）	2

公告

長野県希少野生動植物保護条例に基づく再指定の案の縦覧（自然保護課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（2件）（産業立地・IT振興課）	4
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・IT振興課）	6
土地区画整理組合の解散の認可（都市・まちづくり課）	8
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	9
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（水道事業課）	9
特定調達契約に係る一般競争入札（情報管理課）	9
特定調達契約に係る落札者の決定（産業技術課）	11
正誤（産業立地・IT振興課）	12



長野県告示第344号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しました。

令和7年8月7日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	取消処分年月日	取消年月日	障害福祉サービスの種類
一般社団法人みおん	就労継続支援事業所 ほのか	上田市上田原969番 地1	令和7年7月30日	令和7年7月30日	就労継続支援B型

障がい者支援課

長野県告示第345号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年8月7日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
基本測量 空中写真撮影

- 2 作業期間
令和7年9月24日から令和8年3月31日まで
- 3 作業地域
飯山市、下高井郡野沢温泉村、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第346号

関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 現地測量
- 2 作業期間
令和7年7月22日から令和7年11月28日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第347号

長野県上田地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 令和7年度県営農村地域防災減災事業米倉池地区 測量業務
- 2 作業期間
令和7年7月10日から令和7年12月5日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第348号

長野県上田地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年8月7日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 令和7年度県営かんがい排水事業菅平ダム地区 測量業務
- 2 作業期間
令和7年7月28日から令和7年12月11日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第349号

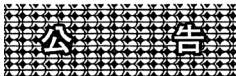
松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年8月7日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 松本市基本図修正（地図情報レベル 2500、10000数値地形図データ整備）
- 2 作業期間
令和7年7月10日から令和8年3月13日まで
- 3 作業地域
松本市

建設政策課



公告

長野県希少野生動植物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第23条第1項の規定により、生息地等保護区（以下「保護区」という。）の再指定をしたいので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供します。

令和7年8月7日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 保護区の名称
開田高原希少野生動植物保護区（末川地区）
- 2 保護区の再指定目的
開田高原希少野生動植物保護区は、木曽郡木曽町開田高原に位置し、水田や飼料用採草地などの農耕地が大半であり、採草地の部分は火入れと草刈により良好な草原環境が維持されており、希少な動植物が生息している。
しかし、踏み荒らし等により生息環境が悪化しつつあったことから平成27年9月1日から令和7年8月31日まで保護区に指定した。
希少な動植物の生息地として草地の維持管理の継続が必要であることから、再指定を行い希少野生動植物とその生息環境の保全を図る。
- 3 保護区の指定の区域
木曽郡木曽町開田高原末川3764－2、3769－3、3772－1、3772－2、3774－2、3775－1、3775－2、3783－1、3783－2、3784－1、3784－2、3787－3、3787－9、3787－10、3787－11の一部、3787－42、3787－44、3787－46、3788－12、3788－14及び3789－13並びに旧森林鉄道軌道敷の一部（区域図のとおり）
- 4 保護区の指定に係る指定希少野生動植物
チャマダラセセリ
- 5 保護区の指定区分別面積

指定区分	面積
監視地区	1.41ha
規制地区・立入制限地区	0.66ha
計	2.07ha

- 6 保護区の存続期間
令和7年9月1日から令和17年8月31日まで（10年間）
- 7 保護区の指定の区域の保護に関する指針の案

(1) 県は、保護区の指定の区域に看板及び立入規制線を設置し、当該区域が保護区であることを明示することで、一般への注意喚起と普及啓発を図る。

(2) 指定区域の規制地区は立入制限地区と重複させて立入制限を行うとともに、監視地区についても関係者（営農並びに土地の管理行為を行う所有者等又は地域における保護活動の定着を目的とした学術研究調査、保護活動並びに環境学習を実施する者で、所有者、木曽町及び長野県の下承を得た者をいう。以下同じ。）以外の立入りを制限し、保護区全体で一般者の立入りを制限する。